

第9章 廃棄物

1. 概要

1954（昭和 29）年、成田市が誕生した年に清掃法（現在は廃棄物の処理及び清掃に関する法律）が制定されました。1956（昭和 31）年には成田市清掃条例を施行し、1990（平成 2）年の改正により事業者及び非事業者の責務を明確化しました。その後、1993（平成 5）年の全面改正により「成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を施行し、廃棄物の減量化及び再資源化を推進しています。

ごみの排出量増加に対応して、1990（平成 2）年度から、いずみ清掃工場（可燃物の焼却）において 24 時間運転を行っていましたが、2012（平成 24）年 9 月末で稼働を停止し、2012（平成 24）年 10 月 1 日から成田富里いずみ清掃工場（可燃物の熔融）において 24 時間運転を行っています。また、資源の有効活用の拠点として、1998（平成 10）年 4 月から成田市リサイクルプラザを稼働しています。リサイクルプラザでは、2018（平成 30）年 4 月から、ストックヤードの運用を開始し、清掃工場で生成されたスラグ及び搬入された金物類等の資源物や枝木・草の保管を行い、これらを再資源化する取り組みをしています。収集体系は、市内全域を 8 業者に委託、集積所方式（一部戸別収集）とし、2012（平成 24）年 10 月 1 日から成田富里いずみ清掃工場の稼働に伴い、市内全域で分別区分を統一し、次のように収集・運搬・処理しています。

・可燃ごみ（週 2 回） ・可燃性粗大ごみ（申し込み制）	→	成田富里いずみ清掃工場 24 時間体制で熔融処理 畳、羽毛布団、枝木・草、メタル、スラグ、 飛灰を資源化
・ビン・カン（月 2 回） ・金物・陶磁器・ガラス類（月 2 回） ・有害ごみ（月 2 回） ・不燃性粗大ごみ（申し込み制）	→	成田市リサイクルプラザ アルミ缶、スチール缶の選別・圧縮 ビンを色別（透明・茶・その他）に分別 不燃物の破碎、金属の選別・圧縮 小型家電、ガラス・陶磁器類等を分別し民 間業者に処理委託
・紙類、衣類・布類（月 2 回）	→	問屋に売却
・ペットボトル（月 2 回） ・プラスチック製容器包装（週 1 回）	→	容器包装リサイクル法に基づき、選別・圧 縮後、再商品化事業者に引き渡し
・廃食油（拠点回収）	→	再生利用事業者に売却

【参考・2012（平成 24）年 9 月 30 日以前】

下総・大栄を除く地区（以下、本章において「成田地区」という。）

・燃やせるごみ（週 2 回） ・可燃性粗大ごみ（申し込み制）	→	いずみ清掃工場 24 時間体制で焼却処理
・ビン・カン・ガラス（月 2 回） ・金物・陶磁器類（月 2 回） ・有害ごみ（月 2 回） ・不燃性粗大ごみ（申し込み制）	→	成田市リサイクルプラザ アルミ缶、スチール缶の選別・圧縮 ビンを色別（透明・茶・その他）に分別 不燃物の破碎、金属の回収・圧縮
・ビニール・プラスチック類（週 1 回）	→	固形燃料化及びペレット化のため、業者に引き渡し
・廃食油（拠点回収）	→	再生利用事業者に売却

下総・大栄地区

・可燃ごみ（週 2 回） ・可燃性粗大ごみ（直接搬入）	→	伊地山クリーンセンター（香取広域市町村圏事務組 合）〔2012（平成 24）年 3 月 31 日まで〕
・ビン・カン（月 1 回） ・不燃ごみ（月 1 回） ・不燃性粗大ごみ（直接搬入）	→	いずみ清掃工場〔2012（平成 24）年 4 月 1 日から〕 伊地山粗大ごみ処理施設（香取広域市町村圏事務組 合）〔2012（平成 24）年 3 月 31 日まで〕 成田市リサイクルプラザ〔2012（平成 24）年 4 月 1 日から〕
・ペットボトル（月 1 回）	→	選別・圧縮後、再商品化事業者に引き渡し
・廃食油（拠点回収）	→	再生利用事業者に売却

し尿及び浄化槽汚泥については、処理量の増加に対応するため、1987（昭和 62）年 10 月より、成田浄化センターを稼働し処理にあたっています。

収集体系については、し尿は委託業者 3 社、浄化槽汚泥は許可業者 10 社で収集運搬しています。

2. 成田市一般廃棄物処理基本計画

近年、日本の廃棄物行政を取り巻く状況は日々変化しており、各種リサイクル法の制定や改正、企業の拡大生産者責任の理念の拡大、ダイオキシン類等の有害物質対策の強化、最終処分場のひっ迫、広域処理の展開、さらにパリ協定に基づく温室効果ガスの排出量の削減など、多くの課題を抱えています。こうした課題への対応として、限られた資源を有効活用し、恵み豊かな地球環境を将来に引き継ぐために、一般廃棄物の減量化とともに資源循環利用を促し、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

本市の一般廃棄物の処理に係る施策については、2008（平成 20）年 3 月に策定した「成田市一般廃棄物処理基本計画」により、市町合併後の新しいごみ処理体系の構築や、新清掃工場の整備等に取り組んできたところですが、計画期間の中間時期における状況把握や計画の進捗状況に対応するため、2017（平成 29）年を計画目標年度とし、2012（平成 24）年度に中間見直しを行いました。

その後、2017（平成 29）年度の計画目標年度を迎えるに当たり、市民・事業者・市が一体となつてごみの減量と適正処理に努め、また、生活排水の適正な処理を図り、循環型社会の構築をより一層推進するため、一般廃棄物処理基本計画を改訂しました。

(1) 計画の位置付け

本計画は国の「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」、千葉県「第 9 次廃棄物処理計画」との整合性を踏まえ、目標値を設定しています。

また、本市の上位計画である「成田市総合計画『N A R I T A みらいプラン』」、「成田市環境基本計画」、市の関連計画とも整合を図っています。

(2) 計画期間

計画期間は、2018（平成 30）年度を初年度とし、2027（令和 9）年度を目標年度とする 10 年間としています。なお、社会情勢の変化や関連計画との進捗状況に対応、関連法や制度の改正など一般廃棄物の状況に注視し、適宜見直しを行います。

(3) 基本理念

市民・事業者・市の協働で 3R を推進し、循環型社会「N A R I T A」を構築する

循環型社会形成推進基本法及びそれに基づく容器包装リサイクル法をはじめとする個別法により、廃棄物・リサイクル対策は総合的かつ計画的に推進する基盤が確立され、本市においても 3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））をはじめとする各種の取組の推進や、ごみ溶融処理施設やストックヤードの整備により、廃棄物の適正処分が確保される循環型社会が構築されつつあります。

国では第 3 次循環型社会形成推進基本計画（2013（平成 25）年 5 月）において、再生利用（Recycle）より優先順位の高い発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）の取組がより進む社会経済システムの構築や、バイオマス系循環資源のエネルギーへの再資源化などの取組が謳われ、千葉県が国の基本方針を踏まえ 2016（平成 28）年 3 月に策定した「千葉県廃棄物処理計画」では「循環型社会への更なる転換」、「低炭素社会の形成への配慮」、「廃棄物の排出抑制及び適正な循環の利用」という基本的な方向性に、千葉県総合計画で目指す「安全で安心して暮らせる地域社会づくり」の視点を加えた基本

方針を定めています。

一方、「成田市総合計画『NARITAみらいプラン』」では「安全・安心でうるおいのある生活環境をつくる」を基本方向と位置づけ、「ごみ処理の適正化と環境衛生の向上に努める」を基本施策とし、資源循環型社会の形成を目指しており、成田市環境基本計画では、「3Rによる循環型まちづくり」を重点プロジェクトに位置づけています。

本計画では、国や県の示す基本方針、本市の総合計画、環境基本計画との整合性を図り、市民、事業者、市が各々の立場において、また、協働で3Rを推進することが循環型社会の構築に繋がるものとし「市民・事業者・市の協働で3Rを推進し、循環型社会『NARITA』を構築する」を基本理念とします。

(4) 数値目標

ごみの発生量・排出量を削減・抑制するために、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）を優先的に考える必要があります。2Rを推進するために、発生抑制や再使用などの必要な啓発や活動支援を積極的に行います。加えて、これまで行っているリサイクル（再生利用）に関する取組を強化し、目標の達成を目指します。

- ①ごみ総排出量：2027（令和9）年度までに47,300 t以下に抑制します。
- ②1人1日当たりの総排出量：2027（令和9）年度までに938 g/人・日に引き下げます。
- ③1人1日当たりの家庭ごみ排出量：2027（令和9）年度までに430 g/人・日に引き下げます。
- ④リサイクル率：2027（令和9）年度までに28.0%に引き上げます。
- ⑤最終処分率：2027（令和9）年度までに5.7%に引き下げます。

表 2-9-1 「成田市一般廃棄物処理基本計画」目標値

項 目	基準年度 (2016(H28)年度)	中間年度 (2022(R4)年度)	目標年度 (2027(R9)年度)
人口	132,212 人	130,567 人	137,777 人
ごみ総排出量	53,271 t	48,507 t	47,300 t
1人1日当たりの総排出量	1,104 g	1,018 g	938 g
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	579 g	547 g	430 g
リサイクル率	12.3 %	18.1 %	28.0 %
最終処分率	8.0 %	2.8 %	5.7 %

※2016（平成28）年、2022（令和4）年は実績値（9月30日人口）、2027（令和9）年は「成田市人口ビジョン」に基づく推計人口（10月1日人口）です。推計は5年ごとのため、推計値のない期間は直線補完にて算出しています。

3. 成田市循環型社会形成推進地域計画

成田市が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備をし、循環型社会の形成を図ることを目的としています。本計画は、2005(平成17)年度に創設された国の「循環型社会形成推進交付金制度」により交付金を受けるために必要な計画であり、計画期間は、2020(令和2)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの7年間と定めており、国へ2019(令和元)年11月に計画を提出し、2020(令和2)年3月31日付けで承認されております。

4. 現 状

(1) ごみの排出量

2014（平成 26）年度から 2023（令和 5）年度のごみ排出量実績と推移は表 2-9-2 に示すとおりです。ごみ収集量については、2016（平成 28）年度まで増加傾向であり、その後、ゆるやかな減少傾向に転じておりましたが、2019（令和元）年度は台風災害により災害廃棄物が発生したことなどから大幅な増加が見られ、2020 年（令和 2）年度以降はコロナ禍の中、事業活動が制限されたことなどの影響から減少傾向となっています。

表 2-9-2 種類別ごみ収集量・搬入量の実績と推移

年度 項目				2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
人口	行政区域内人口(人)			131, 594	131, 829	132, 212	132, 949	133, 435
委託 収集 量	焼却対象物	年間量	(t/年)	27, 219. 8	27, 219. 7	27, 125. 6	26, 867. 4	26, 746. 2
		1 日平均量	(t/日)	74. 6	74. 4	74. 3	73. 6	73. 3
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	567	564	562	554	549
	不燃物	年間量	(t/年)	2, 469. 9	2, 458. 4	2, 436. 4	2, 412. 3	2, 361. 0
		1 日平均量	(t/日)	6. 8	6. 7	6. 7	6. 6	6. 5
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	51	51	51	50	48
	計	年間量	(t/年)	29, 689. 7	29, 678. 1	29, 562. 0	29, 279. 8	29, 107. 2
		1 日平均量	(t/日)	81. 3	81. 1	81. 0	80. 2	79. 7
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	618	615	613	603	597
許可 収集量・直接搬入量	焼却対象物	年間量	(t/年)	20, 200. 1	20, 424. 0	20, 861. 1	20, 605. 4	20, 556. 3
		1 日平均量	(t/日)	55. 3	55. 8	57. 2	56. 5	56. 3
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	421	423	432	425	422
	不燃物	年間量	(t/年)	919. 2	946. 4	984. 8	927. 2	938. 5
		1 日平均量	(t/日)	2. 5	2. 6	2. 7	2. 5	2. 6
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	19	20	20	19	19
	計	年間量	(t/年)	21, 119. 3	21, 370. 4	21, 845. 9	21, 532. 6	21, 494. 8
		1 日平均量	(t/日)	57. 9	58. 4	59. 9	59	59
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	440	443	452	444	441
計	焼却対象物	年間量	(t/年)	47, 419. 9	47, 643. 7	47, 986. 8	47, 472. 8	47, 302. 5
		1 日平均量	(t/日)	129. 9	130. 2	131. 5	130. 1	129. 6
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	987	987	994	978	971
	不燃物	年間量	(t/年)	3, 389. 1	3, 404. 8	3, 421. 1	3, 339. 5	3, 299. 5
		1 日平均量	(t/日)	9. 3	9. 3	9. 4	9. 1	9. 0
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	71	71	71	69	68
合 計		年間量	(t/年)	50, 809. 0	51, 048. 5	51, 407. 9	50, 812. 4	50, 602. 0
		1 日平均量	(t/日)	139. 2	139. 5	140. 8	139. 2	138. 6
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	1, 058	1, 058	1, 065	1, 047	1, 039

年度 項目				2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
人口	行政区域内人口 (人)			132,932	131,997	130,688	130,567	131,929
委 託 收 集 量	焼却対象物	年間量	(t/年)	27,388.9	27,928.1	27,137.2	26,658.2	25,647.3
		1 日平均量	(t/日)	74.8	76.5	74.3	73.0	70.1
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	565	580	569	559	531
	不燃物	年間量	(t/年)	2,485.2	2,668.8	2,404.1	2,293.7	2,173.2
		1 日平均量	(t/日)	6.8	7.3	6.6	6.3	5.9
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	51	55	50	48	45
	計	年間量	(t/年)	29,874.1	30,596.9	29,541.3	28,951.9	27,820.5
		1 日平均量	(t/日)	81.6	83.8	80.9	79.3	76.0
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	614	635	619	607	576
許可収集量・直接搬入量	焼却対象物	年間量	(t/年)	21,205.6	17,110.8	17,462.8	17,351.7	17,449.1
		1 日平均量	(t/日)	57.9	46.9	47.8	47.5	47.7
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	436	355	366	364	361
	不燃物	年間量	(t/年)	1,129.1	1,139.9	1,020.9	919.4	894.3
		1 日平均量	(t/日)	3.1	3.1	2.8	2.5	2.4
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	23	24	21	19	19
	計	年間量	(t/年)	22,334.7	18,250.7	18,483.6	18,271.1	18,343.4
		1 日平均量	(t/日)	61	50	50.6	50.1	50.1
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	459	379	387	384	379
計	焼却対象物	年間量	(t/年)	48,594.5	45,038.9	44,600.0	44,009.9	43,096.4
		1 日平均量	(t/日)	132.8	123.4	122.2	120.6	117.7
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	999	935	935	924	893
	不燃物	年間量	(t/年)	3,614.2	3,808.7	3,425.0	3,213.1	3,067.5
		1 日平均量	(t/日)	9.9	10.4	9.4	8.8	8.4
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	74	79	72	67	64
合 計		年間量	(t/年)	52,208.8	48,847.6	48,024.9	47,223	46,164
		1 日平均量	(t/日)	142.6	133.8	131.6	129.4	126.1
		1 人 1 日平均量	(g/人/日)	1,073	1,014	1,007	991	956

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量

2014（平成 26）年度から 2023（令和 5）年度までのし尿・浄化槽汚泥処理の状況は表 2-9-3 で示すとおりです。2008（平成 20）年度から下総・大栄地区のし尿・浄化槽汚泥を成田浄化センターへ搬入しており、1 日当たりの処理量が増加したことから、施設の設計を見直し、処理能力を日量 80kL から 120kL に変更し処理を行なっています。し尿及び浄化槽汚泥排出量のそれぞれの実績と推移については表 2-9-4 に示すとおりです。

浄化槽法では、浄化槽を設置した場合、その管理者に対して保守点検及び清掃、また指定検査機関による法定検査を義務付けるとともに、不適正浄化槽の管理者に対しては事後指導を行っています。また県では、保守点検業者に対して「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づき適正な保守点検業務の実施を指導しています。

合併処理浄化槽設置の補助については、50 人槽までを対象に 1988（昭和 63）年度から補助金制度を設け、適正な維持管理の推進に努めています。

表 2-9-3 し尿・浄化槽汚泥処理の状況 (単位：kL)

年度	区分	収集人口（人）		収集量・処理量	1 日平均 処理量
		くみ取り人口	浄化槽人口		
2014 (H26)		3,827	30,202	26,479.0	72.5
2015 (H27)		3,347	30,110	27,010.4	73.8
2016 (H28)		2,997	30,018	26,946.7	73.8
2017 (H29)		2,685	29,912	26,081.9	71.5
2018 (H30)		2,324	29,872	26,213.2	71.8
2019 (R1)		2,083	29,670	26,002.6	71.0
2020 (R2)		1,815	29,439	24,662.8	67.6
2021 (R3)		1,568	29,051	24,905.5	68.2
2022 (R4)		1,441	28,753	24,881.5	68.2
2023 (R5)		1,316	28,329	25,079.1	68.5

表 2-9-4 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績と推移 (単位：kL)

年度	区分	し 尿	浄化槽汚泥	合 計	日 量
2014 (H26)		3,244.0	23,235.0	26,479.0	72.5
2015 (H27)		3,156.6	23,853.8	27,010.4	73.8
2016 (H28)		3,083.1	23,863.5	26,946.7	73.8
2017 (H29)		3,059.0	23,022.9	26,081.9	71.5
2018 (H30)		2,710.1	23,503.1	26,213.2	71.8
2019 (R1)		2,607.6	23,395.0	26,002.6	71.0
2020 (R2)		2,150.9	22,511.9	24,662.8	67.6
2021 (R3)		2,106.2	22,799.3	24,905.5	68.2
2022 (R4)		2,113.9	22,767.6	24,881.5	68.2
2023 (R5)		2,412.7	22,666.4	25,079.1	68.5

表 2-9-5 合併処理浄化槽設置基数

(単位：基)

年度 区分	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
5 人槽	69	73	72	42	39	27	28	35	29	29
6 人槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 人槽	25	29	15	12	3	6	1	7	5	4
8 人槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 人槽	5	1	4	1	2	2	0	2	2	0
11～15 人槽	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
16～20 人槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21～25 人槽	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
26～30 人槽	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31～40 人槽	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
41～50 人槽	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合 計	103	104	91	57	46	35	29	44	36	33

(3) ごみの収集量

1990（平成 2）年度から家庭ごみの収集を市内全域委託収集とし、事業所ごみについては直接搬入、もしくは許可業者による収集としています。2014（平成 26）年度と 2023（令和 5）年度を比較すると、家庭ごみが 6.3%減少、許可業者が収集した事業所ごみが 21.3%減少しており、ごみの量全体では 9.1%の減少となります。また、2022（令和 4）年度と 2023（令和 5）年度を同様に比較すると、家庭ごみは 3.9%の減少、事業所ごみは 0.6%の減少となり、ごみの量全体では 2.2%の減少となっています。

表 2-9-6 ごみ収集方法別収集量・搬入量の推移

(単位：t)

年度 収集方法	2014(H26)		2015(H27)		2016(H28)		2017(H29)		2018(H30)	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
委 託	29,689.7	81.3	29,678.1	81.1	29,562.0	81.0	29,279.8	80.0	29,107.2	79.4
許 可	18,018.4	49.4	18,133.1	49.5	18,043.5	49.4	18,052.2	49.4	17,844.9	48.9
直接搬入	3,100.9	8.5	3,237.3	8.8	3,802.4	10.4	3,480.3	9.5	3,649.9	10.0
合 計	50,809.0	139.2	51,048.5	139.5	51,407.9	140.8	50,812.4	139.2	50,602.0	138.6

年度 収集方法	2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)		2023(R5)	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
委 託	29,874.1	81.6	30,596.9	83.8	29,541.3	80.9	28,951.9	79.3	27,820.5	76.0
許 可	17,848.9	48.8	13,730.3	37.6	14,250.0	39.0	14,273.3	39.1	14,188.3	38.8
直接搬入	4,485.8	12.3	4,520.4	12.4	4,233.6	11.6	3,997.7	11.0	4,155.1	11.4
合 計	52,208.8	142.6	48,847.6	133.8	48,024.9	131.6	47,222.9	129.4	46,163.9	126.1

(4) 処理方法別処理量

収集されたごみは、そのほとんどが焼却（収集量の約 84％）されていたことから、再資源化を進めるため、1999（平成 11）年度から、「ビニール・プラスチック類」の固形燃料化・ペレット化への取り組みを行っていましたが、2012（平成 24）年 10 月の分別区分変更後からは、容器包装リサイクル法の基準のもと、「容器包装プラスチック」及び「ペットボトル」の指定法人ルートでの再生に取り組むほか、「紙類、衣類・布類」の分別収集を開始し、2008（平成 20）年度から回収を実施している廃食油と同様に民間再生事業者に売却しています。2015（平成 27）年 10 月からは量を固形燃料、ガラス・陶磁器類を土木資材等として資源化する取り組みを行っており、加えて小型家電をピックアップし資源化する取り組みも行っています。また、2018（平成 30）年のストックヤードの運用開始に伴い、搬入された枝木・草のチップ化及び堆肥化をしております。また、清掃工場での処理後に発生する残さについて、いずみ清掃工場では排出される焼却灰を埋立て処分していましたが、2002（平成 14）年 12 月からエコセメント化や熔融固化に処分方法を変更しました。その後 2012（平成 24）年 10 月の成田富里いずみ清掃工場稼働後は、処理生成物として飛灰・スラグ・メタルを排出し、このうち、飛灰は一部を資源化し、スラグ・メタルは資源等として売却しています。

表 2-9-7 ごみ処理方法別処理量の推移

（単位：t）

年度 処理方法	2014(H26)		2015(H27)		2016(H28)		2017(H29)		2018(H30)	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
焼却・熔融	46,568	127.6	48,705	133.1	48,723	133.5	46,413	127.2	46,103	126.3
埋立	3,744	10.3	4,277	11.7	4,120	11.3	3,478	9.5	2,593	7.1
有価物回収	2,165	5.9	2,115	5.8	2,062	5.6	1,987	5.4	1,984	5.4
ビニ・プラの資源化	792	2.2	709	1.9	680	1.9	715	2.0	787	2.2
焼却灰等の資源化	723	2.0	803	2.2	721	2.0	761	2.1	2,250	6.2
廃食油回収	3.9	-	3.6	-	3.5	-	3.8	-	3.3	-
資源物回収	3,012	8.3	3,043	8.3	3,040	8.3	2,881	7.9	3,700	10.1

年度 処理方法	2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)		2023(R5)	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
焼却・熔融	47,095	128.7	43,042	117.9	42,316	115.9	41,728	114.3	41,721	114.3
埋立	2,469	6.7	2,091	5.7	1,730	4.7	1,400	3.8	1,224	3.4
有価物回収	1,803	4.9	2,149	5.9	1,698	4.7	1,584	4.3	1,645	4.5
ビニ・プラの資源化	770	2.1	883	2.4	916	2.5	904	2.5	877	2.4
焼却灰等の資源化	2,258	6.2	2,349	6.4	2,443	6.7	2,067	5.7	2,557	7.0
廃食油回収	2.7	-	3.2	-	2.9	-	2.7	-	2.5	-
資源物回収	4,230	11.6	4,263	11.7	4,155	11.4	4,117	11.3	4,300	11.8

5. 今後の対策

県では、「一般廃棄物減量化・再資源ガイドライン」、「一般廃棄物減量化・再資源マニュアル」を策定し、市町村に対して具体的な方法を示しつつ、減量化・再資源化対策を推進しています。

市では、先見性をもって廃棄物減量化・再資源化を基本とした計画的な処理を推進することが重要となります。集団回収や事業者及び住民への啓発指導等を行い、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理の推進に努め、新たな最終処分場の設置を検討します。浄化槽については、合併処理浄化槽の設置の拡大を図ります。

なお、県ではごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の設置等に対し国庫及び県費補助を行い、施設の整備拡充を図っています。

(1) 一般廃棄物

ごみの排出量を抑制するため、家庭用ごみ減量器具の購入補助制度や、区、自治会や子ども会等を対象としたリサイクル運動を積極的に推進します。また、まだ使える木製家具や自転車の再生販売や、家庭系のごみ、事業系のごみそれぞれについて、資源物の分別を徹底するよう意識の高揚を図ります。

ストックヤード等の整備に伴い、熔融スラグや搬入された草木等の更なる資源化を図り、生活環境の保全に努めます。

成田市リサイクル運動

年々増え続けるごみに対し、減量化及び再資源化を図るため、1983（昭和 58）年度にモデル地区を選定、1984（昭和 59）年度から団体登録により実施しています。1986（昭和 61）年度から実施団体（2024（令和 6）年 4 月 1 日時点 147 団体）に奨励金を、回収業者の組合に補助金を交付しています。

(2) 産業廃棄物

都市化の進展、経済の発展と相まって産業廃棄物は複雑多様化し、量もますます増加しつつあります。このため千葉県と連携のもと、排出事業者に対しては発生量の抑制、減量化、再利用化の促進を、処理業者に対しては産業廃棄物の性状に応じた適正な処理・処分を指導しています。

一方、最終処分場の延命化、県外産業廃棄物の不法投棄等の防止を目的に、1990（平成 2）年 2 月に「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」が制定され、県外排出事業者に対して事前協議を義務づけ自己処理責任を明確にするとともに、適正処理の推進が図られています。

(3) 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄は、人目に付きにくい道路沿いや山林などで、早朝・夜間・休日等に多く発見されており、行政の監視だけでは限界があります。

そこで地元住民の方を廃棄物不法投棄監視員に委嘱し、各地域をパトロールして、必要のある場合は市に通報してもらう「廃棄物不法投棄監視員制度」を 1991（平成 3）年 1 月から、また、民間委託による夜間のパトロールを 1997（平成 9）年 11 月から実施しています。

さらに不法投棄が多い箇所には監視カメラを設置し、地区ごとに廃棄物不法投棄監視員設置地区看板を立てるとともに、随時パトロールを実施し、不法投棄を未然に防止するために監視の強化を図っていきます。

表 2-9-8 不法投棄回収件数

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
件数	715	789	689	722	648	501	361	323	262	242